

特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第5条第1項第4号に基づく表彰事業の規程を定めるものとする。

(表 彰)

第2条 表彰は、次の各号の一つに該当する個人または団体に対して行う。

(1) 体育功労者

- ア 永年にわたり本会の役員として協会発展に尽力し、功績顕著であると認められる者
- イ 本会加盟団体において、体育、スポーツ、活動の指導と振興に貢献し、功労が顕著であると認められる者

(2) 体育優良団体

協会加盟団体で、スポーツ活動の普及組織化に努力し、団体活動が活発で他の模範となり、かつその活動が組織内活動にとどまらず、広く地域の体育振興に功績顕著であると認められる団体

(3) スポーツ功労者

東京都市町村総合スポーツ大会規模以上の体育大会（予選会が開催される大会）に出場し、優秀な成績を挙げた個人及び団体

(4) ジュニアスポーツ功労者

本会が認める東京都市町村総合スポーツ大会規模以上の体育大会（予選会が開催される大会）に出場し、優秀な成績を収め、かつ年齢が中学生以下の個人及びその団体を対象とし、スポーツ奨励賞として表彰する。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、賞状を授与して行い、記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、通常総会の際に行う。ただし、会長が必要と認めるときは、随時又は別に定める日に行うことができる。

(再表彰の制限)

第5条 体育功労者及び体育優良団体表彰に該当する場合であっても、過去において本会または上部団体の表彰を受けたものは、表彰を行わない。ただし、体育優良団体にあっては受賞後満10年を経過した団体は、再表彰を行うことができる。

(表彰候補者の推薦等)

第6条 第2条に定める表彰候補者があるときは、その者の事績を精査し、次の各号に定める区分により、会長に推薦又は内申するものとする。

- (1) 体育功労者及び体育優良団体については、協会加盟団体長。ただし、体育功労者のうち本会役員としての功労に対して行う表彰候補者にあつては、本会事務局長が内申するものとする。
- (2) スポーツ功労者とジュニアスポーツ功労者については、協会加盟団体長

(表彰審査会)

第7条 この規定による表彰の適正を期するため、特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、規定による表彰すべき者及び団体の適否を審査する。

(委員会の構成)

第8条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 会 長
- (2) 副 会 長
- (3) 専務理事
- (4) 常務理事
- (5) 部 会 長
- (6) 事務局長

(運 営)

第9条 委員会の委員長は会長とし、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定する委員か、その職務を代理する。
- 3 委員会は委員長が招集する。

(委 任)

第10条 この規定の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成16年4月1日をもって施行する。

付 則

この規程は、平成19年1月10日をもって施行する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日をもって施行する。